

会計年度任用職員制度の概要

令和7年1月

	パートタイム勤務	フルタイム勤務
任用根拠	地方公務員法22条の2第1項に基づく一般職の非常勤職員	
任期	任用の日の属する会計年度の末日までの範囲内	
勤務時間	週30時間・週31時間を基本とし、週31時間を上限に、各所属で設定	一般職員に準ずる（週38時間45分）
欠格条項	地方公務員法第16条に定める欠格条項が適用	
給与	報酬・期末手当・勤勉手当・費用弁償	給料・手当
募集・採用方法	原則公募（以下に掲げる場合を除く） ①公募によらない再度任用の場合 ②令和2年4月の移行に係る特例措置の場合 ③公募が馴染まない職の場合 ④任期が1ヶ月未満の短期雇用の場合 ⑤特別な事情が認められる場合（任命権者人事担当課と協議が必要）	
公募によらない再度任用	○会計年度任用職員としての従前の任用期間における勤務実績等が良好な場合は、所属で選考を実施のうえ、公募によらない再度任用を認める。 ○公募によらない再度任用の限度は次のとおりとする。 会計年度任用職員（一般事務・資格免許）：連続2回まで（最長3年） 会計年度任用職員（特定事務）：連続4回まで（最長5年）	
条件付採用	○地方公務員法第22条の2第7項に基づき1ヶ月は条件付採用とする。 ○再度の任用の場合には、改めて条件付採用の対象となる。	
人事評価	○地方公務員法第23条の2に基づき、人事評価を実施する。	
休暇・休業等		
	育児時間	別紙「休暇制度マニュアル 会計年度任用職員の勤務時間・休暇制度等一覧（p2~3）」のとおり
	年次有給休暇	
	特別休暇	
	介護休暇	
	病気休暇	
	病気休職 育児休業	
服務	○地方公務員法上の服務に関する規定が適用され、服務規律違反があった場合には懲戒処分等の対象となる。 ○パートタイム勤務の会計年度任用職員は営利企業への従事等の制限の対象外のため、兼業を行うことが可能。	
給料又は報酬	○フルタイムの会計年度任用職員の給料との権衡に留意の上決定する。 ○支給単位は、月額又は時間額。  【一般事務】 （参考）※報酬月額等は令和6年4月1日時点 ・行政職給料表1級5号給（31時間勤務） 報酬月額 150,976円 ※地域手当に相当する報酬含む 年収 約249万円 ※期末手当・勤勉手当 4.5月分含む ・初年度は、在職期間・勤務期間に応じて期末手当・勤勉手当の支給割合を決定するため、年収約225万円 ・2度目以降の任用において、神戸市における職員としての経歴を一定の基準により加算（上限1級13号給） 【資格免許】 資格・免許に要する学歴要件等に応じて別途設定 【特定事務】 職務職責に応じて別途設定	【一般事務】 （参考）※月例給等は令和6年4月1日時点 ・行政職給料表1級5号給 月例給 188,720円 ※地域手当含む 年収 約311万円 ※期末手当・勤勉手当 4.5月分含む ・初年度は、在職期間・勤務期間に応じて期末手当・勤勉手当の支給割合を決定するため、年収約282万円 ・2度目以降の任用において、神戸市における職員としての経歴を一定の基準により加算（上限1級13号給） 【資格免許】 資格・免許に要する学歴要件等に応じて別途設定 【特定事務】 職務職責に応じて別途設定

会計年度任用職員制度の概要

令和7年1月

	パートタイム勤務	フルタイム勤務
昇給	無し	無し
諸手当等		
地域手当	フルタイムの会計年度任用職員に支給する手当に相当するものについて、報酬及び費用弁償として支給する	支給する
初任給調整手当		
時間外勤務手当		
休日勤務手当		
夜間勤務手当		
宿日直手当		
通勤手当		
特殊勤務手当		
扶養手当	支給しない	支給しない
住居手当		
単身赴任手当		
期末手当	2.45月（6月以上の任期があり、かつ週当たりの勤務時間が15時間30分以上の場合支給） ※一般職員に準じ、在職期間に応じて支給割合を決定	2.45月（6月以上の任期がある場合支給） ※一般職員に準じ、在職期間に応じて支給割合を決定
勤勉手当	2.05月（6月以上の任期があり、かつ週当たりの勤務時間が15時間30分以上の場合支給） ※一般職員に準じ、勤務期間に応じて支給割合を決定	2.05月（6月以上の任期がある場合支給） ※一般職員に準じ、勤務期間に応じて支給割合を決定
退職手当	支給しない	引き続き6月を超えて勤務する場合に支給する
福利厚生		
年金	厚生年金（日本年金機構）若しくは国民年金 ※勤務時間等による	厚生年金（共済組合若しくは日本年金機構） ※継続して12月を超えて、地共済法令上の職員となった場合は共済年金 ※年金払い退職給付については、共済組合員期間が継続して1年以上ある場合に受給権が発生
健康保険	共済短期若しくは国民健康保険 ※雇用期間・勤務時間等による	共済短期若しくは国民健康保険 ※雇用期間等による
雇用保険	加入する ※加入要件を満たす場合	加入する ※加入条件を満たす場合 ※勤務期間が6月を超える等の条件を満たし退職手当の対象となった場合は資格を喪失する。
災害補償	条例若しくは労働者災害補償保険法による	条例若しくは労働者災害補償保険法による ※勤務が実体的に1年を超えた後は地公災法適用